

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答申第51号)

平成30年3月30日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

# 答 申

## 第1 審査会の結論

大津市教育委員会(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。)について、実施機関の判断は妥当である。

## 第2 審査請求の経過

### 1 公開請求

平成29年8月3日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次のように記載して、公文書の公開を請求(以下「本件公開請求」という。)した。

- ①大津市教科用図書選定審議会の小学校道徳教科書選定にかかる関係資料(答申内容のわかるもの、答申書案又は答申書)
- ②上記審議会委員名簿(肩書などが記載されておればのぞましい)
- ③今年度の上記審議会の4回の会議資料
- ④上記にかかる会議録(会議概要も含む)
- ⑤上記にかかる決裁文書
- ⑥今年度教科書展示会におけるアンケートのすべて

### 2 実施機関の決定

平成29年9月19日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として次の①から⑥の文書を特定の上、一部を非公開とする部分公開決定を行い、公開しない理由を次のように付記して審査請求人に通知した。

- ①大津市教科用図書選定審議会の小学校道徳教科書選定にかかる関係資料(答申書案)
- ②上記審議会委員名簿
- ③今年度の上記審議会の4回の会議資料
- ④上記にかかる会議録(会議概要も含む)
- ⑤上記にかかる決裁文書
- ⑥今年度教科書展示会におけるアンケートのすべて

条例第7条第1号に該当する

「⑤の決裁文書に記載されている教科用図書選定審議会委員の住所および電話番号、⑥の市のアンケートの職業種欄」については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため。

条例第7条第2号に該当する

「⑤の団体の印影」については、団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当する

「⑤の職員のメールアドレス」については、ウイルスメールや業者からのダイレクトメールの送信

を防止するため、大津市では個人メールアドレスを公開していない。よって、市が行う業務に関する情報であって、公にすることにより、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

条例第7条第6号に該当する

「⑥の市のアンケートの自由記述部分」については、公開を前提とせず実施したアンケートであり、自筆のアンケートを公開することにより、今後実施するアンケートに率直な意見が記述されなくなるなど、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるため。

公文書不存在

「⑥の県のアンケート」については、県に送付したアンケートの控えをとっておらず、市に存在しないため。

### 3 審査請求

平成29年9月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

## 第3 審査請求の趣旨

「⑥今年度教科書展示会におけるアンケート(以下「本件公文書」という。)について、公文書の公開しない部分の決定を取り消す」との裁決を求める。

## 第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、審査請求書及び反論書の記載内容並びに意見陳述によると、概ね次のとおりである。

- 1 教科書展示会は、不特定多数が訪れるものであり、一般的職業の記載により個人を特定することはできない。犯罪捜査において、職業を証拠に犯人を特定することはあるが、当方はその権限も能力もない。限られた人のみがアンケートを記載していれば、職業によって一定程度は個人を識別できることが考えられる。しかし、今回の教科書展示会には、市内外関係なく不特定多数の方が来られて自由にアンケートを書くことができたため、一般的な職業の記載からは個人を特定できない。さらに、個人特定はできないが権利利益を害するおそれもなく、アンケートの職業種欄は公開すべきである。
- 2 一般的表現での職業名は自筆であろうとも公開するべきであり、一律に職業種欄を非公開とすることはできないと考える。アンケートが匿名であることから、特定の個人を識別することは可能性が低い。特定の個人を識別することができる可能性が高いというのは、どのような方法で個人を識別するのかを例示し、可能性が高いことを具体的に立証し述べていただきたい。
- 3 アンケートは匿名であり、記載者は自らを特定されることなく、自由に意見を書くことができたため、公開しても、率直な意見が記述されなくなることはない。仮にアンケートを公開すると明記した場合でも、同様である。今日では、一般にアンケートは結果を公開されることが多く、記載者も匿名である限り、公開か否かが記載内容にまで影響するとは考え難く、率直な意見が記述されなくなり、調査研究の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するまで至らない。アンケートの匿名性が

率直な意見の記述を担保するものであるから、アンケートの自由記述部分を公開すべきである。

- 4 仮に、アンケートの公開に同意するか否かを記載する欄が設けられており、公開を拒否する意思表示がされていれば、本人の意思を尊重して非公開とすべきであると考え。しかし、その設問自体が不要だと考える。
- 5 大阪府教育委員会において、2015年の中学校教科書選定・採択の際に、教科書展示会アンケートは全面公開されている。ここで、同じ内容で同じ筆跡のアンケートが数十枚確認され、1つの教科書の選定を応援し誘導するために組織的に行われたことを明らかにし、その後の検証にも役立った。公文書公開請求により公開されるまでは、教育委員会内部では問題とならず、公開後に市議会等で取り上げられた。このような不正行為の有無を検証するためにも、自筆アンケートを公開すべきであり、その公益性は認められる。

## 第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容及び事情聴取によると、概ね次のとおりである。

- 1 自筆で記載された具体的な職業名は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる可能性が高い。
- 2 アンケートは公開を前提とせずに実施したものであり、文面にその旨の記載はない。したがって、公開については回答者の承諾を得ていない。また、活字で作成された集約資料ではなく、市民の自筆の文書である。自由記述部分には、個人の思想、信条を踏まえた意見が記述されており、公開することによって、回答者は回答内容や筆跡、職業種の情報により、個人を識別されるのではないかという不安感や、断りなく公開されたという不快感を抱く可能性が高い。このことから、今後アンケートの協力を躊躇することや消極的な回答をするに留まることが懸念される。よって、アンケートを公開することにより、今後実施するアンケートに率直な意見が記述されなくなるなど、調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

## 第6 当審査会の判断理由

- 1 本件審査請求の対象となっている公文書について

本件審査請求の対象となっている本件公文書は、平成30年度に使用する小学校特別の教科道徳の教科書を採択するにあたって、一般市民の意見を活かすことを目的に、平成29年度教科書展示会において参加者の直筆で記載された無記名アンケートの原票である。当該アンケートは、平成30年度に使用する、小学校の「特別の教科 道徳」の教科書採択についての意見を自由記述する部分と、職業種を6つの選択肢から選択する部分により構成される。32枚提出されたアンケートのうち1枚のアンケートには、職業種を社会人と選択した上で、具体的な職業名も記載されていた。

本件処分について、審査請求人は、職業種欄に記載された具体的な職業名及び直筆の自由記述部分を公開するよう主張している。一方、実施機関は、具体的な職業名が条例第7条第1号に該当し、意見の自由記述が条例第7条第6号に該当すると主張しているため、非公開部分の条例第7条第1号本文及び条例第7条第6号ウの該当性について検討する。

## 2 条例第7条第1号本文の該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非公開情報として規定している。

実施機関は、条例第7条第1号本文に該当するとして、「具体的な職業名」を非公開としている。

事務局に調査させたところ、本件公文書に記載されている職業は、累計登録者が少数の資格であり、大津市では約60人、滋賀県でも約400人しか資格保有者が存在しない。限定された資格であり、この資格を職業としている者はさらに少数である。さらに、アンケートの枚数が32枚であって回答者が少数に限られており、かつ、アンケートが自筆での記載であることも含めて総合的に判断すると、条例第7条第1号本文で非公開情報と規定する、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当すると認められるため、実施機関の判断どおり非公開が妥当とする。

## 3 条例第7条第6号ウの該当性について

条例第7条第6号本文は、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、同号ウにおいて「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」のあるものを非公開情報として掲げている。

実施機関は、条例第7条第6号ウに該当するとして、「意見の自由記述」を非公開とした。

当該アンケートは無記名式で実施されており、実施機関は、アンケート原票の公開について回答者の了解を得ていない。このような状況から、回答者がアンケート原票を公開される前提で、アンケートに回答したとは考えにくい。意見の自由記述部分には、小学校「特別の教科 道徳」の教科書に関する感想・意見・要望について、回答者個人の信条や経験、周辺状況を具体的に記述した回答内容が確認されており、これらの回答内容は回答者がアンケート原票は公開されないことを前提に記述したものと考えられる。この記述を公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、アンケート原票の自由記述部分が公開されることへの不快感や、回答内容や筆跡から特定の個人が識別されてしまうのではないかと不安感から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる。アンケートの枚数が32枚と、回答者が少数に限られており、かつ、アンケートが自筆での記載であることから、個人を識別できる可能性は否定できない。さらに、自由記述部分に個人の信条が記載されていることから、公開については慎重に判断する必要がある。

したがって、意見の自由記述を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼすお

それがあり、条例第7条第6号ウに該当すると認められる。よって、実施機関の判断どおり非公開が妥当とする。

#### 4 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第7 審査会の意見

大阪市教育委員会で実施された教科書展示会アンケートにおいて、特定の教科書の選定を誘導するために、同一内容の主張が記載された大量のアンケートが、組織的に投票された事件があった。同様の事件が本市の教科書展示会におけるアンケートにおいて起こっていないか、不正行為の有無を検証するためにも、自筆アンケートを公開すべきであるとの審査請求人の主張について、審査会の意見を付す。

当審査会では、前述の「第6 当審査会の判断理由」のとおり、自筆のアンケートについては非公開が妥当であると判断した。しかし、審査請求人が上記の主張において示した懸念については理解できないわけではない。したがって、このような組織的投票の問題については、アンケートを実施した実施機関において慎重に対応すべきであると思料し、その旨意見を付すものである。

### 第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成29年10月20日	諮問書の受理
平成29年12月15日	審査請求の概要説明 審査請求人より意見陳述 実施機関からの事情聴取 審議
平成30年 3月19日	審議
平成30年 3月29日	審議
平成30年 3月30日	答申